

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる光力利用敷網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
こうなご光力利用敷網漁業	2 隻	13 トン未満	定めなし	東共第 6 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 7 月 31 日まで	東共第 6 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 4 年 2 月 25 日から 令和 4 年 3 月 18 日まで	1 許可の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面 100 メートル以内、沖合 500 メートル以内の各海域で操業してはならない
	1 隻			東共第 8 号、同第 10 号及び同第 12 号共同漁業権漁場の区域		東共第 8 号共同漁業権の組合員行使権者		